

鳥取県新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、印象に残る鳥取の新たな街の滞在風景づくりに取り組むことにより、居心地の良さの演出による街の価値の向上や誘客による賑わいの創出、鳥取の街を愛する県民意識の醸成等を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 対象事業を行う市町村
- (2) 別表の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）の一部又は全部について間接補助金を交付する市町村
- 2 本補助金の額は、補助対象経費の額に別表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 4 一の事業実施主体（市町村を除く。）に対する同一の対象事業に係る補助金の交付は、1回に限る。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請の時期等は、次の表の定めるところによる。

事業区分	交付申請の時期等
滞在風景づくり支援事業	ア 前条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）の交付を受けようとする事業実施主体は、次項に掲げる書類を、鳥取県地域づくり推進部長が別に定める日までに、鳥取県補助金等審査会（空き家利活用・街なみづくり関連事業等審査会）に提出する。 イ 事業採択があった場合、間接補助金を交付する市町村が本補助金を交付申請するときは、原則として、審査結果の通知日から14日以内（県の休日は算入しない）にこれを行うものとする。ただし、予算措置が未決であるため交付申請が困難である市町村にあっては、予算決定後速やかに交付申請するものとする。
実証実験等支援事業	事業を行おうとする日の20日前まで（4月20日までに事業着手する場合にあっては、同月10日まで）に交付申請するものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする市町村は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
 - (2) 事業実施地域の変更
 - (3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接補助事業に係る前条第1項各号に規定する変更
 - (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実

績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、間接補助事業について本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、鳥取県地域づくり推進部長が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

別表（第3条関係）

1 対象事業	2 事業実施 主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
滞在風景づくり支援事業	連担する複数の事業者、団体等	<p>居心地の良い新たな街の滞在風景づくりに資する先駆的な試みに要する経費のうち、次に掲げるもの（原則として、一定規模以上のもので、かつ3か月以上継続して設置等を行うものに限る、国・県等の他の補助金を受けている又は受ける予定の経費を除く。）</p> <p>ア 通りの統一感向上のための装飾の設置等に要する経費（建築物、工作物の外部仕上げの整備等を除く。）</p> <p>イ 路上空間等を活用したストリートファニチャーの設置等に要する経費（舗装、花壇・植込等の外構整備等を除く。）</p> <p>ウ 広告・宣伝等に要する経費</p> <p>エ その他事業実施に必要と認められる経費</p>	市町村負担額に1/2を乗じた額	50万円
実証実験等支援事業	市町村	<p>新たな街の滞在風景づくりに資する実証実験等に要する経費のうち、次に掲げるもの（県等の他の補助金を受けている又は受ける予定の経費を除く。）</p> <p>ア 実施計画策定のための経費</p> <p>イ 実施の準備・仮設のための経費</p> <p>ウ 実施・運営のための経費（恒久的な施設整備のための経費及び催事・イベントに係る経費を除く）</p> <p>エ 各種調査のための経費</p> <p>オ 効果分析・評価のための経費</p> <p>カ その他事業実施に必要と認められる経費</p>	1/2 （国費を活用する場合は国費を除いた市町村負担額の1/2、又は事業費の1/3のいずれか低い額）	100万円

様式第2号（第4条、第10条関係）

〇〇年度〇〇〇〇事業収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

財源区分	予算（決算）額	備 考
県補助金 市町村費 その他		
計		

歳出予算（決算）

科 目	予算（決算）額	備 考
計		

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 対象事業
本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、・・・・・・・・・・とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金交付要綱（令和4年6月9日付第202200053657号地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

様

職 氏 名 印

〇〇年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 付第 号で交付決定を受けた 年度鳥取県新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税について、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）
金 円

※ 添付書類
2の金額の積算の内訳書等